

衆議院 第二百三回国会 原子力問題調査特別委員会議録 第二号

令和二年十二月三日(木曜日)

午前九時開議

出席委員

委員長 渡辺 博道君

理事 伊藤 忠彦君

理事 津島 淳君

理事 細田 健一君

理事 荒井 聰君

理事 山内 康一君

理事 井林 辰憲君

理事 泉田 裕彦君

理事 勝俣 孝明君

理事 北村 誠吾君

理事 齋藤 洋明君

理事 西田 昭二君

理事 深澤 陽一君

理事 古田 圭一君

理事 三原 朝彦君

理事 築 和生君

理事 逢坂 誠二君

理事 長尾 秀樹君

理事 宮川 伸君

理事 伊佐 進一君

理事 藤野 保史君

理事 浅野 哲君

内閣府副大臣 堀内 詔子君

文部科学副大臣 高橋ひなこ君

経済産業副大臣 江島 潔君

政府特別補佐人 更田 豊志君

(原子力規制委員会委員長)

政府参考人 (内閣府大臣官房審議官) 佐藤 暁君

政府参考人 (文部科学省大臣官房審議官) 堀内 義規君

政府参考人 (経済産業省大臣官房福島復興推進グループ長) 須藤 治君

政府参考人 (資源エネルギー庁電力・ガス事業部長) 松山 泰浩君

政府参考人 (原子力規制庁次長) 片山 啓君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房核物質・放射線総括審議官) 山田 知穂君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 金子 修一君

政府参考人 (原子力規制庁長官官房審議官) 市村 知也君

参考人 (東京電力ホールディングス株式会社代表執行役員社長) 文挾 誠一君

衆議院調査局原子力問題調査特別調査室長 小池 章子君

委員の異動 十月二十八日

堀井 学君 補欠選任 浅野 哲君

同日 堀内 詔子君 補欠選任 勝俣 孝明君

同日 城内 実君 補欠選任 阿部 知子君

同日 勝俣 孝明君 補欠選任 深澤 陽一君

同日 深澤 陽一君 補欠選任 堀内 義規君

同日 理事荒井聰君及び斉木武志君同日理事辞任につき、その補欠として阿部知子君及び山内康一君が理事に当選した。

本日の会議に付した案件

理事の辞任及び補欠選任

政府参考人出頭要求に関する件

参考人出頭要求に関する件

原子力問題に関する件

○渡辺委員長 これより会議を開きます。

理事荒井聰君及び斉木武志君から、理事辞任の申出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

引き続き、理事補欠選任の件についてお諮りいたします。

ただいまの理事辞任に伴う補欠選任につきましては、先例により、委員長において指名するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○渡辺委員長 御異議なしと認めます。

それでは、理事に

阿部 知子君 及び 山内 康一君

を指名いたします。

○渡辺委員長 この際、御報告いたします。

第百九十三回国会、原子力問題調査特別委員

理事会の決定により、本委員会の活動等について

専門的見地から助言を求めため、会員七名から成る衆議院原子力問題調査特別委員会アドバイザリー・ボードを設置いたしました。

本アドバイザリー・ボードにつきましては、各

会派の理事等の協議により、今国会においても設

置することとなりました。

以上、御報告申し上げます。

○渡辺委員長 原子力問題に関する件について調

査を進めます。

この際、原子力規制委員会の活動状況について

説明を聴取いたします。更田原子力規制委員会委

員長。

○更田政府特別補佐人 原子力規制委員会委員長

の更田豊志でございます。

衆議院原子力問題調査特別委員会における御審

議に先立ち、原子力規制委員会の業務について御

説明申し上げます。

原子力規制委員会は、原子力に対する確かな規

制を通じて、人と環境を守るという使命を果たす

ため、さまざまな課題に取り組んでおります。

まず第一に、原子力施設等に係る規制の厳正か

つ適切な実施について申し上げます。

東京電力福島第一原子力発電所の事故の教訓を

踏まえ強化した規制基準への適合性審査について

は、これまで、発電用原子炉について十一の事業

者から二十七基の原子炉に係る申請が、核燃料施

設等について九つの事業者から二十一の施設に係

る申請がなされております。

このうち、発電用原子炉については、令和二年

二月二十六日の東北電力女川原子力発電所二号炉

に対するものを含め、これまでに計十六基に対し

て設置変更許可を行いました。また、核燃料施設

等については、核燃料物質の加工施設、使用済み

燃料棒の加工施設等について、核燃料物質の加工施設、使用済み

燃料棒の加工施設等について、核燃料物質の加工施設、使用済み

私、この問題を考える中で、そういった規制委員会そのものの成り立ちというのを改めて振り返って見ました。国会事故調査報告書、きょうも持ってきておられますけれども、配付資料の五をもらいたいただきますと、こういう指摘があるんです。黄色く塗らせていただきましたけれども、「規制及び指針類の検討過程の実態は」とありまして、「安全確保に必要な規制を策定するための健全なプロセスとは懸け離れたものであり、規制側も事業者側も、「既設の炉を停止しない」という条件を大前提に、体裁が整うような形で規制の落としどころを探り合うというものであった。」

今回の四十年ルールに関する見解も、まさに規制の検討過程の話なんです。おっしゃったように、いろいろな検討が求められた、自分がずっと言ってきたけれども、委員会として言ってきたけれども、それを何か納得しないということなんです。それは正直におっしゃったと思うんです。

この事故調査報告、こうも続けております。一当委員会では、事業者と規制当局の関係を確認するに当たり、事業者のロビー活動に大きな役割を果たしてきた電事連を中心に調査を行った。その結果、日本の原子力業界における電気事業者と規制当局との関係は、必要な独立性及び透明性が確保されることなく、まさに「虜（とりこ）」の構造といえる状態であり、安全文化とは相いれない実態が明らかとなった。」とあるわけですね。ここで言われる「事業者のロビー活動に大きな役割を果たしてきた電事連」、これが今もっとモデルチェンジというカバージョンアップされて、電事連も含むA T E N A という組織になっているわけですね。

このA T E N A というのは、すごいんですよ。規制委員会との会合といえますか意見交換、ピアリングも含めて、二〇一九年四月三日以降、規制委員会からいただいた資料では、ことしの十一月二十六日までに三百四十回、意見交換を行っております。この四十年ルールについても十回以上既に行っている。

もちろん、私たちは意見交換自体を否定するものではないです。意見交換は否定しませんが、意見交換は述べた立場がないと、言い続けていた組織に対して意見交換を強いる、こんなものは意見交換と言わないと思うんです。本来であれば自由に意見を述べ、そして一定の知見を共有する、これが意見交換であって、意見を述べた立場にないんだ、意見を述べなくていいとまで言っている、そういうところに、こういう、このテーマだけでも十回以上行っているわけですね。

第二類第八号 原子力問題調査特別委員会議録第二号 令和二年十二月三日

ではなくて、タイミンがだ。や、一歩独立性が事業者や政府から求められている原子力規制委員会が、意見を述べるべきでない事柄について意見を述べている。この文書自身が、逃れられない、もうあれなんです。幾ら強弁されても、国会でやることだとおっしゃる、そのとおりだと思います。にもかかわらず、

○更田政府特別補佐人 運転期間並びに時計の進み方は国会でお決めになるべきことであるというのをより明確に示すために見解を差し上げました。それが誤解を招くとすると、運転期間は私たちの知ったことではないという意味で、私たちが四十年目に評価を行っているのは、そこで高経年化の申請が出てくるからそのタイミンがなくなると、身体検査のタイミンというのにもそれに合わせて行っているという意味で、期間そのものは私たちが知ったことではないという意味でその見解は申し上げております。

○藤野委員 いや、知ったことではないと言われなければならない、自民党の特別委員会の委員長からは高く評価されるわけですよ。その委員会は何を言っているか。（発言する者あり）いや、皆さんがそうやってやらされること自身が本場にわかりやすい反応だと思えますよ。

この国会事故調査は何を言ったか。先ほど安全神話とおっしゃいましたが、その安全神話を生み出した規制のとりこの構造を強調されているんです。規制のとりこ。今回のように、本来述べるべきでない分野について、繰り返しA T E N A という電事連以上に強力な組織との意見交換なるものを通じて、こういう見解が出てきた。しかも、規制に関する中心的な問題ですね。これは、配付資料の六も見えたんだ、こうあるんですけども、同じ事故調査の報告書ですが、こうあるんですけど、「本事故の原因が適切に対処されず、長期間放置された背景には、「電気事業者と

規制側の不健全な関係（虜の構造）があったことは明らかである。」として、ここが大事だと思えます。こういった原子力業界の病巣の根底には、原子力業界の存続が既設炉の稼働に依存しているという問題がある。飛びますけれども、「既設炉の停止は、「原子力業界」に関わりを持つすべての者にとり、その存在意義を脅かす事象である。」先ほど出た柏崎刈羽というのはもう七年たっておられて、これは七年間、ある意味でいうと既設炉の稼働が短くなるわけですね。既設炉の停止が早まっちゃうわけですね。逆に、ほかの原発でもそういう関係にある。今回の解釈変更というのか、この見解というのは、少しでも長く既設炉を動かす、こういうことにつながっていく。まさに、国会事故調査が言う既設炉を停止しないため、そういう動きにつながっていくと、委員長、思いませぬか。

○更田政府特別補佐人 停止期間中は時計の針の進行に含まれますので、停止している分だけ運転する期間は短くなります。そして、それを考える変えないは立法院の御議論であるというのが私どもの見解です。

○藤野委員 いや、何でそのラインを、防衛ラインを維持できなかったのかかと、A T E N A との関係で、私は思いますよ。

そういう意味で、この停止期間中が例えば柏崎刈羽に適用されることがあるかどうかは、これはまた別論点です。しかし、この見解が出たということは動かないんですよ。これはもう絶対動かない。何で立場上こういうものをやるべきでないと言ってきたことを動かしたのかということも、もう動かしようのない事実であります。

これは、私は、国会事故調査が懸念しているところ、この関係、とりこの構造、これに規制委員会が戻る、こういう大きな危険がある、いや、もう戻っているかもしれない、このことを指摘して、質問を終わります。

○渡辺委員長 次に、浅野哲君。

○浅野委員 国民民主党の浅野哲でございます。

早速質問に入らせていただきます。
本日は、最初に、先ほど山崎委員が取り上げられていたサイバーセキュリティ問題を取り上げたいと思います。

十月二十六日の午後になりますが、規制委員会の情報システムにサイバー攻撃を受け、職員業務用端末などを管理する情報システムに侵入されたとの報道がありました。

このシステムには、非公開会議の資料や指示文書など、規制委員会の情報セキュリティ基準でいえば四段階の中の下から二番目までの機密情報なども保存されていたというふうになっておりますが、まず、当該システムへの不正侵入があったことが本当に事実なのか。そして、このシステムには事業者から提供を受けた資料は保存されているかどうか。さらには、情報の不正閲覧や漏えいの事実はあるか、特に事業者等から提供された資料等が被害を受けた事実はあるかどうか。さらに、最後に、今回の件が起った原因と対策、そして事業者への今後の対応方針について、まとめて質問させていただきたいと思っております。

○片山政府参考人 お答えいたします。
委員御指摘のとおり、十月二十六日の午後、外部からの攻撃と思われる不正な通信を検知し、調査を行った結果、原子力規制委員会ネットワークシステムの一部サーバーに侵入された痕跡を確認しております。

この情報システムには事業者から提供を受けた資料が保存されているところでございます。ただし、核セキュリティに関する機密性の高い情報は、外部と接続していない独立したシステムに保存をされているところでございます。

外部への情報漏えいにつきましては、現時点では、機微な情報を含め、不正な閲覧や外部への情報漏えいの事実は確認されておりません。

それから、現在、不正侵入等の詳細を把握するためのログ解析によりまして原因の追求をしておりますけれども、それが判明した後におきまして、当該原因を踏まえて再発防止策を検討して

るところでございます。

また、現在は、電話やファクス及び代替のメールを用いて審査、検査等の通常業務を継続しているところでございます。当然、従来の情報システムが使用できませんので、業務効率のところはやや落ちるところはございますけれども、そういったところをなるべくカバーをいたしまして、この外部との接続の遮断、今やっておりますけれども、そういった影響が出ないように業務を進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○浅野委員 状況がわかりました。ありがとうございます。

最後の点なんですけれども、現在、サーバーがまだ外部との接続ができない状況だ、メールが使えない、またサーバーが使えない、情報にアクセスできない等、いろいろな状況で職員の皆さんが今業務をされているということで、外部とのやりとりという点においては、これまでどおりの効率が維持できないような状況下にあるというふうに思っています。

ただ、きょう冒頭に細田委員が取り上げられていたように、審査の効率的な進行、あるいは審査の期間という観点でいえば、もちろん安全最優先だと思っております。本日の委員長の答弁も含めて、私も拝聴させていただきましたが、おっしゃる点のごもつとも、地域、施設によって異なる点があり、それに時間を要する要素というのは全く別の話だと思っております。

あくまでも原子力規制委員会の情報セキュリティの問題であって、それが外部とのやりとりや業界全体の運営に影響を来してはならないというふうに思いますので、そのあたりは十分に対応をいただきたいですし、また、委員長の方もリーダーシップを発揮していただきたらと思うんですが、もし委員長から一言何かいただけたらお願いいたします。

○更田政府特別補佐人 お答えいたします。
今回の不正アクセスに関しては、これが発生し

たこと自体、また規制委員会と外部との連絡に通信上の支障が生じていること自体は、大変みつともない、深刻な事態だということふうに考えています。また、申請者であるとか事業者に対して、審査や検査で影響が出ないように努めてはおりますけれども、それでもやはり迷惑をかけていることは事実であって、これは遺憾に思っております。今後とも、この脆弱性をきちんと把握をして、このようなことが起きないように万全の措置をとっていきたいというふうに考えております。

○浅野委員 ぜひよろしくお願いたします。

続きまして、ALPS処理水の取扱いについても質問をさせていただきたいと思っておりますが、梶山経済産業大臣は、十月二十三日の会見の中で、処理水の取扱い方針の決定に向けて協議を継続する意向を示されました。特に風評被害への対応や国内外への情報発信のあり方について検討を進める必要性があるということでしたが、具体的に現在何が検討されているのでしょうか。

また、この処理水の問題は、皆さんも御認識のとおり、かなりもう蓄積されている量がありまして、さらには、今後の廃炉の処分を考えたときにはいつまでも放置できない喫緊の課題であるという認識においては皆さん共通だと思っておりますが、いづころを目的にこの基本的な方針というのを決定するつもりなのか。副大臣のお考えを聞きたいと思っております。

○江島副大臣 お答えします。

まず、十月二十三日のごとでございますが、これは、廃炉・汚染水対策チーム会合として、これまでいただいた御意見を真摯に受けとめて、改めて整理を行ったところでございます。現在は、その整理や議論を踏まえて、風評対策、国内外への情報の発信のあり方などの論点について、関係省庁間で丁寧な議論を進めております。

少し具体的に申し上げますと、例えば、モニタリングの強化、それから安全、安心にかかわる科学的根拠に基づく情報発信、それから農水産品の販売促進等も行っております。

震災以降に実施して実際に有効であったというふうな判断をできる対策や、あるいは、決定後に新たに生じる可能性もある風評被害もございまして、これに関しましては機動的に対応していく体制づくり、これらを今関係省庁間で連携をしながら検討しているところでございます。

方針を決定する時期についての御質問でありまして、これも、これはもう御案内のように、時間がたつにつれてタンク容量というものが余裕がなくなってきたというものが現実でございます。これはやはり、この方針決定の際に最も重要視して考慮していかねばいけません、先送りをすることというのがもうできないというふうには私どもは考えております。

一方で、丁寧な議論というのも大変重要でありますので、これらとのバランスを見ながら、適切なタイミングでもって、政府としての責任を持って判断をしたいと思っております。

○浅野委員 処理水の処分方法については、きょうこれまでの議論の中にもありましたように、いくつかの選択肢の中で検討が進められてきた、そしてそれぞれに対して賛否両方の意見が出ている状況でありまして、そこはしっかりと丁寧に進めていくべきだと思っております。

ただ一方で、今のタンク容量では二〇二二年の夏ごろに満杯になる見通しが高い。そして、その間の処分の方法が決まらなから、それを実施するための設備の建設やアセスメント、規制委員会の審査、そういった手続を考えれば、やはり二年近くの時間がかかるということも公知の事実でございます。まして、適切な時期にという表現はこれまで何度も答弁としていただいておりますが、今はその表現だけでは国民の皆さんや福島県の皆さんが不安を感じてしまうような時期にもう来ているというふうに思いますので、丁寧な検討をしていただきたい。どのあたりまでに方針を決めなければいけないんだ、決めるんだという意思表示はぜひいただきたい、そのように要望させていただきます。

続いての質問ですけれども、福島第一原子力発電所の廃炉処理作業においては、使用済み燃料やデブリの一時保管施設、そして試料分析用施設などの建設が必要になるとされており、こういった廃炉に向けた施設は、どの時期までに今の工程でいえば建設をしなければいけないのか。そして、今の現況下で建設するための空間というのは既に確保されているのかどうか。処理水タンクの設定容量は今百三十七万トンということなんですけれども、このタンクが非常に大きな面積を占めておりますから、今申し上げたようなところを質問させていただきたいと思っております。

加えて、この百三十七万トンというタンク容量が物理的限界によって決まっているものなのかそうでないのか、このあたりも教えていただきたいと思っております。

○須藤政府参考人 お答えをいたします。今後、廃炉作業を進めるに当たりましては、使用済み燃料を取り出さなければなりません。また、燃料デブリの一時保管施設、それからさまざまな試料の分析用施設、廃棄物のリサイクル施設などの施設を建設していく必要がございます。御質問ございました今の施設が必要となる時期でございますけれども、ALPS小委員会で議論された内容を御紹介いたしますと、使用済み燃料の一時保管施設やさまざまな試料の分析用施設は二〇二〇年代の前半に、あるいは、燃料デブリの一時保管施設や廃棄物リサイクル施設等は二〇二〇年代後半に必要なものと見込まれております。

これらの施設を建設するためには広大な敷地が必要となります。既にタンクが設置されているスペースも含めまして、敷地全体を最大限有効活用していく必要がございます。こうした状況や既にタンクが敷地を大きく占有するようになっていく状況が踏まえれば、廃炉作業に影響を与えない形で更に貯蔵を延長するためのタンクの増設を続ける余地は極めて限定的であると考えております。また、百三十七万トン、百三十七万立米が上限なのかというお尋ねもございましたけれども、こ

れまで、敷地内の森林エリアの木を伐採して造成した土地を活用するなど、使用可能な土地を最大限有効活用するように試みてまいりました。また、より効率的な貯蔵を行うということで、タンクの配置の効率化、蜂の巣状に並べるとか、こういう工夫も行ってまいります。

こうした中で策定した現行計画において見込んであるタンク容量は百三十七万立米でございます。今後、廃炉作業に影響を与えない形で更に貯蔵を延長するためのタンクの増設を続ける余地は極めて限定的であると考えております。

○浅野委員 ありがとうございます。

続いての質問になりますが、次は海洋放出について少し質問させていただきますと思っております。現在、処理水を仮に海洋放出する場合、国の規制基準の四十分の一に相当する一リットル当たり千五百ベクレルまで薄めて放出する案が検討されているというふう聞いております。ただ、この千五百ベクレルというのが一体どの程度危険なのかというのが国民には非常にわかりづらい、伝わらづらい、そんな課題感を感じております。

そこで、やはり比較論でわかりやすさを高めていくべきではないかという観点から質問させていただきますが、日本国内の各原子力発電所、建設中のものであったり稼働中のもので、停止中のもので、又は廃炉作業中のものを含みますが、これらから放出されているトリチウム水の一リットル当たりの濃度というのは、一体どの程度なんですか。できましたら、国内で一番高い値のところ、そして低い値、また、一リットル当たり千五百ベクレル以上の濃度で放出されている発電所が一体どのくらいあるのかないのか、そのあたりもわかりやすく教えていただきたいと思っております。

○金子政府参考人 お答え申し上げます。お尋ねの原子力発電所からの放射性液体廃棄物中のトリチウム濃度でございますけれども、原子力規制委員会が発足して以降に報告を受けている範囲で調べましたところ、三月月の平均値とい

うものが報告されておりまして、この範囲での最大値は、平成三十年年度の第二・四半期に四国電力の伊方発電所で二百ベクレル・パー・リットルでございます。最小値につきましては、測定の検出限界の値未満という形で報告をされておりまして、これよりはかなり低い濃度の値ということになってございます。

○浅野委員 実績でいえば二百ベクレル・パー・リットルというのが最大値ということで、これに對して千五百という数値がどうなのかということについては、きょうは議論いたしませんけれども、今後の議論の中でここは詳細に深めていきたいと思っております。

続きまして、この方法で処理をした場合の処分完了までの期間がどの程度かかる見込みなのか。そして、現在事業者が提案している放出方法については、風評対策の観点ではまだ工夫する余地があるのではないかと感じる部分も幾つかあるんですけれども、政府としては風評対策の観点でどのような見解をお持ちなのか、答弁を求めたいと思っております。

○江島副大臣 今の御質問の前に、先ほどの千五百ベクレルに関してちょっと申し上げますと、今、飲料水の基準、上限というのが、一リットル当たり一万ベクレルというのが飲料水基準です。それより以下であれば飲料水としてオーケーというのが国際基準ですので、それに比較すると、千五百というのは安心であるというふうにも私は認識しております。

処理水を処理をする、海洋放出を仮にするというふうな場合に関しても、当然、委員御指摘のように、処分量の大小によって処分する期間は変化するのはもう御案内のとおりでございます。この際には、廃炉作業にまず影響を与えないように、国内外の原子力発電所の実績等も踏まえながら検討をしていきたいというふうな考えております。

P S小委員会の報告書の中でも、処分方法の工夫によって風評影響を抑えるべきであるという指摘がなされております。

ことしの三月に、東京電力が、処分方法の具体的なイメージを示した検討素案というものを発表しております。この素案の中では、仮に環境中に放出する際には、まず処分前に一度タンクに貯蔵して、トリチウム以外の放射性物質について可能な限り低減されているということを確認した上で希釈して放出をするということを確認しております。これはもちろん、法令上の要求を満たすことは当然のことでありまして、可能な限り風評を抑制するという観点から放出方法を検討するということも現在のこの素案の中で示されております。

実際にこの処分が行われる時期までは、委員御指摘のとおり、まだしばらく時間がありますので、どのような処分方法であれば風評影響というものをもより効果的に抑制できるのかというのは、引き続き、幅広い観点から検討していきたいと思っております。

○浅野委員 今、飲料水との比較もしていただきましたが、政府の資料、経産省とかがつくった資料を見ますと、八百六十兆ベクレルのトリチウム水があるという表現が一番多く使われているように感じております。八百六十兆とかいう数字になると、もはや天文学的な数字で、想像すらできないです。それがどの程度危険なのかというのが国民の皆様からは全く予想ができません。想像ができません。そんな数字ですから、伝え方という意味では、これが仮に危険な水準だろうがそうでなかろうが、わかりやすい数字のあらわし方で示していただきたいというのをぜひお願いしたいと思っております。

ちよつと時間が終了してしまいました。最後、規制委員長に御質問する予定でしたけれども、処理水の処分方法についてもいざし規制委員会の審査の時期がやってまいりますが、このいわゆる処分に対して、処分に係る関連施設のハードウェア

のみならず、工程管理やその他の工程ともあわせながら、安全性、実現可能性等について検討していただくことを最後お願い申し上げて、私の質問を終わりたいと思います。

どうもありがとうございます。

○渡辺委員長 次に、足立康史君。

○足立委員 日本維新の会の足立康史でございます。

きょうは、憲法審査会にちよつと出ておりました、浅野委員に順番をかわっていただきました。浅野委員、そして、委員長、両筆頭始め、御理解賜りまして、ありがとうございます。

最後のバッテリーでございますが、私からは、ちよつと来年の春で福島第一原発事故から十年になると思います。そういう観点から、私も、原子力、まあ、そもそも私が霞が関を辞して政治を志したきっかけは福島第一原発事故でございますので、ずつとこの十年、感慨深い、感慨というか、感慨という言葉がいいかわかりませんが、深い思いをしているところでございます。

何点か、そうした十年を振り返る観点から、質問させていただきます。ありがとうございます。

きょうは、江島副大臣、ありがとうございます。

まず、江島副大臣に伺いたいんですが、経産省です。かねてから、政府は、東京電力福島第一原発の廃炉・汚染水対策については、東京電力みずから責任を持つて行うのは、これが原則なんだ、ただ、国も前面に立つという政治的な宣言をされてこられて、私、実は、この十年、ずつとこの二つの関係がよくわかっていないです。

これはどういふことなのかというのを改めて御説明いただくとともに、じゃ、国が前面に立つというところで、この十年、どういふことに取り組みまってきたのか、御紹介をいただきたいと思っております。

○江島副大臣 東電と国の関係という御質問でございます。まず、東京電力の福島第一原子力発電所の廃

炉・汚染水対策につきましては、東京電力が実施主体でございます。一方で、国も前面に立つて取り組むということをや前から発言しているところでありまして、これは、中長期ロードマップを通じた進捗管理、それから技術的難易度の高い研究開発への支援、そして国際社会への情報発信、これらを国として前面に立つて行っているところでありまして。

この中で、進捗管理でありますけれども、これは、中長期ロードマップにおきまして、汚染水の発生量、それから、使用済み燃料プールからの燃料取り出しの時期、燃料デブリ取り出しの時期などについて目標を定めたり、あるいは進捗状況の取りまとめを、これは毎月行っております。

研究開発に関して申し上げますと、汚染水の発生量を三分の一へ抑制することに貢献した凍土壁の整備、それから、燃料デブリへの初接触に成功した遠隔操作機器の開発、このような成果を上げていっているところであります。

また、情報発信に関しましては、各国の在京大使館、国際機関に対して、進捗があるたびに、科学的根拠に基づく正確な説明を国の責任のもとで行ってきております。

また引き続き、これらの点に関しましては、決して事業者任せにはなく、国も前面に立つて廃炉・汚染水対策に取り組んでいきたいというふうな思いです。

○足立委員 ありがとうございます。

私は、かねてから、原子力政策をめぐる、電力会社と国、あるいは立地県、立地地域、あるいは電力消費地、さまざまな関係者がいる中で、このある意味での責任の体系みたいなものが、従前からある体系、もちろん修正はされてきておるわけですが、不十分ではないかという問題意識です。と御質問してきました。

今御紹介いただいたこと、関係者も、多くの方々が頑張つてやってきていただいているわけですから、まずは敬意と感謝を申し上げたいと思っておりますが、後の質問で出てきますが、まだまだ政府

全体としては、私は、幾つか先延ばしをしている、足りないところがあるというふうな思っております。ちよつと、後ほどそれは触れたいと思っております。

今の東電と国という役割分担あるいは責任の関係の一つの直近の事例として明らかにしておきたいことがございます。それは処理水の海洋放出です。この場でも何度も御質問させていただいていますが、東京電力福島第一原発の処理水の海洋放出については、これは一体誰が、いつ、どこで決定をするのか。これも経産省からお願ひしたいと思います。

○江島副大臣 廃炉・汚染水対策に関しましては、まず、原子力災害対策本部の枠組みの中で、廃炉・汚染水対策関係閣僚会議と廃炉・汚染水対策チーム会合の中で議論をしてきています。

したがって、ALPS処理水の取扱いに関しても、同じような枠組みの中で議論をして、政府において決定をしていくことになるというふうな考えております。

現在、さまざまな御意見に対しまして、どのような対応ができるかなどの論点について、関係省庁間において議論を深めているところでございます。

なお、その決定時期に関しましては、丁寧な議論を行いながら、適切なタイミングで、できるだけ早期に、政府としては責任を持って判断したいと思っております。

○足立委員 できるだけ早期にということですが、ずつといろいろな報道も続いています。関係者も関心があるところでございます。

ただ、これは期限がありますよね。期限というのは、いつまでも先延ばしできるものではないと思っております。ここで、じゃ、それは長くてもいつまでだということも聞いてもしんどいと思うのでやめておきますが……(発言する者あり)大分物わかりがよくなつてきています。

が、今おっしゃった、ロードマップをまとめた

会議。すると、海洋放出をいつやるかというのは、その会議体で、今副大臣から御紹介をいただいたその会議体で決定し、決定はその会議体で、そして閣僚関係会議に報告するとか、あるいは閣議に報告するとか、あるいは閣議で決定するとか。

政府の決定といつてもいろいろございます。少なくとも、ポールは東電ではなくて政府にあるんだから、その政府は一体どこで本当に決めるんですか。要は、報告とか、いろいろ関係はあるんだけれども、決定はどこでやるんですか。もう一回、ちよつと、決定はどこでやるんですか。

○江島副大臣 曖昧模糊とした答弁に聞こえるかもしれませんが、この件に関しましては、閣僚関係が集まる場において、政府として決定をするということでございます。

○足立委員 その関係閣僚というのは、何でしたっけ、廃炉等の何たら閣僚関係会議ですね。それ、ちよつと、もう一回、その名前だけ。それで、その閣僚関係会議の場で決定をするということをや、ちよつともう一回、その閣僚会議名を含めて正確に御答弁ください。

○江島副大臣 まず、原子力災害対策本部という枠組みのもとで廃炉・汚染水対策閣僚関係会議、それから、廃炉・汚染水対策チーム会合という幾つかの検討する部会がございまして、その中で議論をした上で政府において決定をするということでございます。

○足立委員 それは、決定というのは、まあ決めていくわけだけれども、政府として、では決まった、手続が終わったというの、今御紹介をいただいた閣僚関係会議で最終決定となるということではないですか。

○江島副大臣 そのように理解していただいて結構だと思います。

○足立委員 ありがとうございます。これはなかなか、ずつとわからなかったんですが、えっ、大丈夫ですか。僕も役人だったので心配するところがあるんですけども、問題があれば